

## 「お取引時確認」について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「同法」といいます)が改正されました。

これに伴い、平成 25 年 4 月 1 日以降、従来の本人確認(氏名・住所および生年月日等)に加え、職業や取引目的等も確認させていただくこととなります(これを「お取引時確認」といいます)。

「お取引時確認」ができない場合、お取引をお断りすることがございますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

### 「お取引時確認」が必要な主な取引

- 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- 10 万円を超える現金振込(含む外国送金)・持参人払式小切手による現金の受取り
- 200 万円を超える現金・持参人払式小切手の入出金・外貨両替
- 融資取引 等

### 「お取引時確認」の確認事項および確認書類

	確認事項(*1)	確認事項(*2)(原本をお持ちください)
個人のお客さま	氏名・住所・生年月日	○運転免許証 ○健康保険証 ○国民年金手帳 ○旅券(パスポート) ○在留カード 等(*3)  ※ご本人以外の方が来店された場合には、来店された方の氏名・住所・生年月日とあわせて、ご本人のために取引を行っていることを確認させていただきます。
	職業	お持ちいただくものではありません(窓口等で確認させていただきます)
	取引を行う目的	
法人のお客さま	名称、本店や主たる事務所の所在地	○登記事項証明書 ○印鑑登録証明書 等
	来店された方の氏名・住所・生年月日 等	上記の「個人のお客さま」に記載されている確認書類  ※法人のお客さまのために取引を行っていることを電話等で確認させていただきます。
	事業内容	○登記事項証明書 ○定款 等
	取引を行う目的	お持ちいただくものではありません(窓口等で確認させていただきます)
	議決権の 25%超を直接または間接に保有する方の氏名・住所・生年月日	お持ちいただくものではありません(窓口等で確認させていただきますので、あらかじめご確認のうえご来店ください)

(\*1) 国籍や議決権保有比率を確認させていただく場合があります。また、特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合などには、通常の場合と異なる確認をお願いするほか、資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。

(\*2) すでに「お取引時確認」手続を済ませられたお客さまにつきましては、確認書類をご提示いただく代わりに、通帳・キャッシュカードの提示などにより「お取引時確認」をさせていただくことがあります。

(\*3) 10 万円を超える現金振込等のお取引の場合には、顔写真付確認書類をお持ちください。

詳しくは北陸銀行の窓口までおたずねください。

平成 28 年 10 月 1 日